

第六十一回国会 法務委員会 議 録 第 六 号

(一七三)

昭和四十四年三月十一日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 大村 襄治君

理事 田中伊三次君

理事 猪俣 浩三君

大竹 太郎君

渡海元三郎君

藤枝 泉介君

黒田 寿男君

山田 太郎君

理事 進藤 一馬君

理事 濱野 清吾君

理事 神近 市子君

鍛冶 良作君

中垣 國男君

松野 幸泰君

畑 和君

松本 善明君

出席政府委員

法務政務次官

法務大臣官房長

法務省保護局長

委員外の出席者

法務大臣官房司

法制調査部長

法務省矯正局付

検事

法務省矯正局保

安課長

労働省労政局

労働法規課長

最高裁判所事務

総局総務局長

最高裁判所事務

総局民事局長

門 員

福山 忠義君

三月十一日

委員松野幸泰君辞任につき、その補欠として菅太郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題として、前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田太郎君。

○山田(太)委員 きょうは大庭の出席もありませぬ、また裁判所の事務局長あるいは刑事局長の出席もかなわないようでございますので、また別の機会に質問させていただく点等は残して、簡単にさせていただきますが、二、三だけ質問いたしたいと思います。

そこで、最初に政務次官にお伺いしたい問題が一つあります。この前の国会で、裁判官並びに検察官の特殊の職能にかんがみて、待遇の改善を諸外国等の例をあげて検討し、それに対しての御答弁もいただいておりますが、その後この点についてはどのように取り運んであるかという点を、もし御存じならば政務次官から、まだ着任が新しいので、政務次官でつまびらかでない場合もおありかとも思います。その場合は、ほかの方からひとつお願いしたいと思います。

○小澤(太)政府委員 裁判官また検察官の処遇の問題につきましては、いろいろとありがたいお話をいただいておりますが、これは職務の性質から申しましても、一般の公務員に比べて給与等におきましても優遇すべきものである、かように考えております。かといって、特別の給与体系をつくるという点も、現在の法制のため、人事院のたてまえから申しまして、必ずしも適当でない。

こういうふうな判断に立ちまして、現在は一般の公務員に比べて高くきめてありまして、これを公務員の給与の改善に伴ってスライドするという形でやっておるということとで現在は処理をいたしておる、こういう次第でございます。

○山田(太)委員 そういう御答弁だともう一言つけ加えなければいけないのですが、この前は諸外国の例を引いてお話を申し上げてあります。また、現実において現在一般公務員よりも高く処遇してあるということも知っておりますが、その点の御答弁もありました。しかし、それだけではまだ満足できないのです。考慮する、検討したいというところになっておったわけですね。したがって、いまの御答弁では、前回とちつとも前進がないわけですね。

○小澤(太)政府委員 遺憾ながら現段階におきましては、先ほど申し上げましたその程度でやっておるというわけでございます。

○山田(太)委員 いたしましたすと、検討する考えがないということになるのですが、その点はどうでしょうか。この前の答弁と非常に違ってくるわけですね。

○小澤(太)政府委員 考えを放棄しているわけではございません。公務員の給与の体系の問題もございまして、これは十分に慎重に考えて処置すべき問題、このように考えておられて、もちろん改善の考えを放棄はいたしておりません。

○山田(太)委員 当然大臣の御答弁から政務次官のその御答弁も引き出されたことと思っておりますが、考えを放棄はしていない、放棄はしていない、前には進まぬということですか。

○小澤(太)政府委員 なかなか表現のしかたがいまいちありますので、放棄をしないということでは、やはり依然として考えておるといいうことです。ただし、いろいろ条件がございまして、

簡単にはまいらない、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○山田(太)委員 これ以上お聞きしても、どうも前に進みそうもありませんので、今度大臣にお伺いいたします。そこで、どのような検討を進めておるかという点を次の機会に御答弁を期待いたしまして、この問題は次に移らしてもらいます。

そこで、まずこまかい問題でございますが、この裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の参考資料でございます。六ページの、この秘書官の八名の欠員です。これはこの前、前回の国会ではありませんが、やはりその前の国会において、これはやはり寺田総務局長さんですかに質問した覚えがあります。そのときの御答弁によりまして、依然として八名の欠員のままであるはずはない。こまかい問題ではございますが、しかし、定員法の問題ではございますから、この点について、依然としてまだ八名欠員であるという点について、御答弁願いたいと思います。

○寺田最高裁判所長官代理者 高等裁判所長官の秘書官の問題は、私の記憶では法務委員会では山田委員からお話もございましたが、多分この前の国会じゃなかったかと存じます。前の前ではなくて、多分前回あたりの国会ではなかったかと思えますが、その際、私が御説明申し上げました趣旨は、要するに、これは非常に特別の給与体系のものであり、個人的な信任関係のものでございまして、で、そういう関係から、これを埋めました場合、その者の将来というのについていろいろ問題がある。しかも、一方では、高等裁判所長官の任期が現実には非常に短いという点から、この運用になかなかめんどろな問題があるのだということも申し上げまして、それならば、そういうなかなか埋まらないような定員はむしろやめにしてはどうかという御質問が当然あり得るところである

けれども、しかしながら、たとえば部外から、一例をとれば弁護士からお入りになったような場合に、弁護士のときにお使いになった方で、その方の高裁長官御在任中という秘書官を任用されるのが非常にスムーズにいくというような例があり得るであろう。これは現実には最高裁の裁判官については、そういう例が多々あるわけでございます。そういう関係で、そういう場合のこと等も考えますと、裁判所法にはつきり規定していただいておりますものを放棄いたしますことには、とうてい踏み切れないという趣旨で申し上げたつもりでございます。先日、この国会に臨むにあたりまして、この前の速記録も十分検討いたしましたので、私の答弁をまたよく読み直してみたいわけでございますが、そういう趣旨で申し上げておるつもりでございます。ただししかしながら、決して放棄しておったわけではございませんで、そういうお話もございましたし、いかにもこれは外から見ても奇異にお感じになるということもごもっともでございます。私どものいわば事務的な立場からすれば、いろいろ申し上げたいような具体的な事情がございまして、しかし、とにかくもそういう欠員が長く続いておりますことは、やはり問題である、はつきりすべきではないかということ、内部的にもいろいろ議論があつて、一年かかりまして、これは直接的には人事局の所管になることでございまして、私どものほうから人事局に連絡しまして、双方で検討を重ねまして、実は近い時期に――ほぼ結論に近づいておるわけでございます。たまたま本日すでに埋まりましたという御報告も申し上げられませんが、これはきわめて遺憾でございますけれども、そう遠くない時期に何らかの結論を見出すという方向で鋭意やっておりますので、いましばらく御猶予をいただきたい、かように考えておる次第でございます。

○山田(太)委員 その点は了承いたします。ついでにあわせてお伺いしたいのは、やはりこの参考資料にもありますが、執行官関係の統計も出ておりますが、この前は、執行官の汚職問題と

関連いたしましたして、現在の執行官の制度の運用、あるいは法規の改正、あるいは現在のあり方の弱い債務者の方々を守るといふ立場から改善をしてみたいという要望もいたしておりました。私の調査によりますと、大阪だったか、一、二改善されたということも、先日耳にもいたしております。他のほうについてはつまびらかではないのでございますが、ただ質問しつづなし、要望しつづなしでは、国民の皆さんに対してもやはり責任のないやり方と思つたので、他のほうの実情がどのように改善されたかという点も、あわせてきょうこの機会に、寺田総務局長さんから御答弁なり、あるいは説明なりをしていただきたい。

○寺田最高裁判所長官代理人 たいま御指摘の問題は、実は内輪で申し上げますと、民事局の所管になるわけでございますし、突然のお尋ねでございますので、私十分お答えができるかどうかと存じますけれども、しかしながら、私の承知しております範囲で申し上げます。ただ、執行官の問題は、裁判所としては一番重要な問題の一つとして真剣に取り組んでまいっておりますわけでございます。そういたしまして、いま大阪支庁のお話もありましたが、まず第一に、庁舎ができません際に、新宮庁舎には必ず執行官の部屋を設けまして、その監督が十分できるようにする。そして専任の監督者を設けますことは前から申し上げておりますこととありますが、それが十分に監督ができるような処置を講ずる、そのためには旅費その他の手当もいたしてまいっておるわけでございます。それから本日御審議いただいております定員法でも、執行官関係の事務官は増員三十人というのを計上していただいておりますわけでございますが、これは窓口のころの金銭の出納を裁判所で押えるということでございますので、執行官正には一番直接的なやり方であらう、かように考えるわけでありまして、執行官が直接金銭を授受いたしますことがいろいろ汚職の原因等にもなりますので、すべてこれを裁判所で取

り扱うという趣旨でやっております。従来二年間で四十人、一年二十人ずつの事務官の増員をございましたが、本年は三十人というところで、しかも、できますれば、東京というところとくにその制度を設けまして、そうして厳正にやっておりますと考えておるわけでございます。

なお、執行官そのものの待遇につきましては、最近にも補助金が若干増額になつていようなわけでございます。そういういろいろな施策を並行いたしまして改善に努力してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○山田(太)委員 この点は、いまの御答弁は、やはりありきたりな答弁にならざるを得なかつたからそういう答弁になつたと思つたのでありますが、私も、この前は大阪の問題で――それからたしか東京の問題と、両方あつたと思つた。もう一つ具体的な事例もあつたので、きょうは御質問はこれ以上はいたしません。今度民事局長が見えたと、あらためてその具体的な事実から、弱い立場の人々を守る意味から、これはもう一度質問したいということを申し上げて、保留しておきます。

次に、きょうは短時間の予定だったのでから次に移らしていただきますが、裁判の滞滞によつて多くの人々が迷惑していることは事実でございます。ことにこのたびのような大学紛争の問題等もあれば、これが裁判官の数が多ければ、あるいは検察官の数が多ければ、この大学の紛争の問題は処理できるという直線的な問題でももちろんありません。しかし、それも含めて裁判の滞滞ということは、どうしても処置しなければいけない重要な問題です。したがって、ここでお伺いしたいのは、御答弁ができるかできないかはさておいて、司法試験ですね。その司法試験の問題は次にいたしまして、司法修習生の方々が、裁判官になりたいとかあるいは検察官の志望者が少ないということも聞いております。少々は向上はしておるようでございますが、ここ数年のその状況を教え

てもらいたいと思つた。

○寺田最高裁判所長官代理人 これはあるいは法務省のほうからお答えいただいたほうがいいのかもしれないのでございますが、研修所は裁判所が所管いたしております観点で、私のほうからひとまず説明させていただきます。

ここ数年間というお話でございますが、大体四十年前から修習生の出ます数自身がかなりふえてまいつておるわけでございます。四百人を上回つて、たとえば四十年前の場合には、四百四十数名ういうふうな形になつております。それに伴ひまして裁判官、検察官等の希望者も、少しづつはふえてまいつておるわけでございます。裁判官につきましては、四十年が七十二名、四十一年が六十六名、四十二年が七十三名、四十三年が八十五名と、こういうふうな数字になつております。検察官のほうには、大体五十名前後のところが多いように伺つております。この数が多いか少ないかという点でございまして、総数がふえましたわりには裁判官の志望がそれとパレルにふえてないという点で、少しふえ方がまだ足りないのではないかとこの感じは持つわけでございます。ただししかしながら、昨年のときはともかくも八十五名というところで、ここ数年に比しますと、かなり多い数になつておるわけでございます。それから本年の場合は、実は本日も研修所関係の試験をやっております。その関係で事務局長参りませんで恐縮に存じますが、しかしながら、本年の見通しとしては、大体九十名ないし若干それを上回るのではないかとこのことでございまして、まだ最終的には希望が確定いたしておりませんが、九十名を若干上回りそうなる見通しになつておるわけでございます。そういう点からまいりますれば、少しづつは改善してまいつておることは申し上げられるかと思つた。

○山田(太)委員 パレルにはふえてないという御答弁ですが、いまの数の御報告を聞いても、非常に少ないと言つた方がいいのか悪いのかと思つた。これに対してもっと増員をはかる対策は、

どのような対策を講じていらっしゃるか、もう一度それについて御答弁いただきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 実はい具体的に裁判官希望の増加をはかるかどうかという点もそれといたしまして、司法修習制度のあり方というものの問題の私どもとしては十分検討する必要があるのではないかと、かように考えておたつたわけでございます。臨時司法制度調査会の意見書にも、御承知のとおり意見が出ておるわけでございませう。そういうところから、先年最高裁判所に司法修習運営諮問委員会という制度を設けまして、そしていわゆる法曹関係者、学者の方も入つていただきまして、これは実に熱心に数十回にわたつて会議を開いていただいたわけでございませう。その答申と申しますか、意見は出たわけでございませうが、その際にも非常に各方面の御意見が対立いたしました。一本の答申ということではなしに、むしろこういうことを検討することの可否という形の答申になっておるわけでございませう。なお、これを実行に移すにつきては、各方面の意見を十分聞いた上で実行に移すべきだという答申になっておまして、そういう点でなかなか法曹四者と申しますか、裁判所、検察庁、法務省、弁護士会あるいは学者、そういう方々のまとまつた司法修習制度のあり方についての意見が熟さない現状でございます。これも先般お話のございました問題と同様で、いつまでもじんと過すべきものでないことはもちろんでございますが、しかしながら同時に、かような問題は法曹の間で少なくとも何らかの意見の一致を見ながら進めることにおいて、初めて国民の批判にも耐えられるのではないかと、裁判所が一方的にできることでもないし、すべきことでもないのではないかと、いふ今後の修習制度のあり方についての検討の問題につきまして、十分考えておるといふような実情でございます。

それからなお、修習生から裁判官をよけいに採るといふことにつきましても、先般もある裁判所

の所長が必ずしも妥当でないようなやり方で勧誘したといふようなことにつきまして、いろいろ御批判をいただいた向きもあるわけであります。そういう点につきましても、私どもとしては、やはり裁判所としては裁判官になっていただくという点についてのすめ方についても、ある程度の慎重な考慮が必要ではないかと。結局のところは、先ほど政務次官からお話のございました待遇の改善ということによつておのずから裁判官のほうに來るというのが、一番好ましいわけでございますが、これもなかなかそう簡単にはまいらない。いろいろ裁判所というものの施設を改善し、あるいは執務環境をよくすることによつて裁判官の地位に魅力を持つという方向に進めていくというほかはないのではないかと、非常に抽象的な言い方でございますが、一応かように考えておるわけでございませう。

○山田(六)委員 私も絶えず申し上げておることでございますが、いまの日本の中において、大きいことを申し上げようですが、国民の裁判官に対する信頼は絶大なものがあつて、したがつて、きょう御質問申し上げております問題は、国民の多くの方々が裁判の渋滞によつて迷惑を受けておるといふ、この問題を何とか一日も早く解決する方向に持っていくべきで、その目的のために次々と質問しておるわけでございませうから、その点をひとつ御了解しておいてください。

そこで、次に移らせてもらひますが、このたびの国会で提出予定法案であつた裁判所法の一部を改正する法律案、すなわち、簡易裁判所の事務管轄を拡張するという意向のもとにこの改正案が練られておつたといふことを聞いております。また、当局のほうからも知らされておりますが、この点について、これからまだ提出されるのか、あるいは今国会において提出しないのか。これはやはり裁判の渋滞を防止する意味において大切な問題でございますので、それを前もつてお伺ひしておきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは法案の提出

の問題でございますから、法務省から御説明いただくほうがあるいは筋かとも存じますが、実はこの法案を提出予定法案の中に入れていただきましたのは、裁判所からお願いして入れていただいたというふうな経緯もございませうので、私のほうから便宜説明させていただきますと思ひます。

御承知のとおり、前々から地方裁判所と簡易裁判所の事務管轄の調整問題につきましては、国会でもいろいろお話をいただき、また私どもも常に考えてまいつた問題でございます。そうして先般も若干御説明申し上げましたように、日本弁護士連合会と連絡協議を進めてまいつたわけでございまして、それがかなり停頓しておつたわけでございませうが、一昨年の九月くらいからや動き始めまして、そしてことに昨年の秋にかなり具体的な進行を見せかけたわけでございませう。従来は私どもの案そのものを弁護士会にお目にかかる機会もなかつたわけでございませうが、それがようやくさえたなかつたわけでございませうが、それがようやくくにして昨年の秋に至りまして、その私どもの案をお目にかかる段階までまいりました。そのときの日弁連御当局のお話等を総合いたしますれば、私どもの案のままでは無理としても、何らかの要協的と申しますか、調整的な話し合いを進めれば、あるいは話がつく可能性があるといふような感じを受けたわけでございませう。もしうまくまいりますれば、法案の提出の期限が二月末でございますが、三月末でございませうが、私ども詳細には存じておりませうけれども、何とかして間に合せて法務省のほうにお願いに持つていくけるのではないかと。事務的な関係は、法務省のお立場としてはあるいは法制審議会その他の手続があるのかも存じませうので、その辺のところは私どもも必ずしもどうも考えたわけではございませうけれども、裁判所の立場としては、少なくともこのし初めに何らかの、弁護士会との間の話し合いがまとまらないまでも、まとまるに近しいところまでい

が、遺憾ながら今日までその状況に至りませんで、そして御承知のとおり、弁護士会では近々に連合会の会長の選挙も終わり、そして役員も交代されるというふうな時期に際してしまひまして、話し合いをつけるというところは、この会計年度中には困難な状況になつてしまつたわけでございませう。そういうことでございませうので、これは私どものほうから申し上げる筋ではないかもしれませんが、裁判所としては、この国会に間に合うように妥結することは非常にむづかしくなつたのではないかと、かように考えておるわけでございませう。

○山田(六)委員 先日、専門家の岡澤委員からも御発言があつたのを聞いたように覚えておりますが、やはりこの法曹界は、専門家御自身がおつしやるわけですから、なかなか意見の一致というのはむづかしい。甲論、乙論どころか丙、丁とたくさん出てきて、なかなかまとまらぬものだ。そこでやはりある意味において当局側の指導性というものが要るのじゃないか。迷惑するのは国民のほうである。この点が一番の重要な点だと思つてます。ただ、その点の事実のあり方あるいは持つていき方の方と申しますか、そこは目的を国民に置いて考へ方をしないと、悔いを残すことになりませう。これは岡澤委員の御意見に私も満幅の賛成を表しておる次第ですが、ここに強調しておきますから、これから後の動きを期待しておきます。

次に、簡易裁判所の問題についてもう一歩進めてお伺ひしたいのですが、現在の簡裁は、大都市においては一片で二十数人の簡裁判事がいらつしやる。片方では専任の簡裁判事のいらつしやるしない、そういうところも全国で相当数あると聞いております。その実情、それから、したがつて当然受理件数あるいは処理の件数等もそれに関連してくると思ひますので、あわせて御答弁していただきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまのお尋ねにお答え申し上げます前に、簡易裁判所と地方裁

判所の事物管轄の調整の問題につきまして、先般は岡澤委員から御激励をいただき、またいま山田委員から御激励をいただいたわけでございまして、私ども常々裁判の促進方、また國民のほんとうに役に立つ裁判をすみやかに実現するということをやってまいったわけでございますが、一そう御趣旨を体しまして今後進めてまいりたい、かように考えるわけでございます。法務省にもその点について十分御理解いただいておると思ひますので、今後十分連絡いたしまして施策してまいりたい、かように考えるわけでございます。

それから次に、簡易裁判所の裁判官の配置等の問題でございますが、御指摘のとおり、東京、大阪等では非常に多い裁判官の数が、ことにむしろ東京よりも大阪のほうが多いのでありますが、そ

れに比べまして、単独では裁判官を配置しておりません庁、すなわち総合配置と申しまして、二庁に一人というような庁もあるわけでございます。それは実は事務量がきわめて少ないわけでございします。ちょっと一例をとって申し上げますと、事務量の〇・二以下、つまり一人前の五分の一以下のところが全体で、百数庁あるわけでございまして、パーセントにしますと約二割近いところでございします。全体でせめて一人前の半分くらいの仕事がございますれば、そこへ一人置くということもそう無理がなくてできるわけでございますけれども、全体の二割、つまり五分の一程度のところへ一人置くということとは、とうてい事務的に不可能でございますので、どうしてもそういうところは二庁で一人なりあるいは三庁で二人なり、そういう総合的な配置のしかたをするわけでございします。一つ一つ件数を読み上げますこともわずらわしいと存じますけれども、中には民事訴訟事件が十件程度とそれから刑事訴訟事件も数件というところな庁が多々ございます。そういうところは、どうしても総合的な配置にならざるを得ない、こういうふうな実情でございます。

○山田(太)委員　その御答弁から引き出される問題は、当然、臨時司法制度調査会の意見書にもある。

ますように、簡易裁判所の設立の当時とすでに事情が非常に変わってきている、したがって、整理統合する必要があるということを描き出してあったと思うのですが、その点について、どのようにこの問題に対処していくのか。これもあわせて——ただ数さえ多ければいいという問題ではないといふことが、いまの御答弁の裏にあるわけです。裁判の渋滞を、早めていく、この観点に立ってみても、その裏にはただ数さえ多ければいいという問題ではないという意味も含まれておるわけである。したがって、これに対してどのように対処していくかとするのか、この基本的な方針というのが、どうもしっかりしていないような感じをしるうとなりに受けてきておるわけです。この点についてはどうですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の配置の問題は、結局例の下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の問題でございますから、内閣から法案を出していただいて国会でおきめいただくということになるわけでございますけれども、それにつきましても裁判所としての考え方というものも、当然私どもとして持つておるわけでございます。これは、先ほど山田委員からは臨時司法制度調査会の意見というお話がございましたが、ただ、臨時司法制度調査会の意見で簡易裁判所の整理統合が取り上げられておりますのは、先ほど平問題になっております簡易裁判所の事物管轄の問題等とも関連いたしまして、そういういろいろ問題性を持った問題でございますから、直ちに意見書があるからどうということでもあるまいと存じます。しかしながら、それはそれといたしまして、現在、先ほど来申し上げておりますように、事務量のきわめて少ないところが数多くあるということは、やはり一つの問題点であらうと思っております。ただ、これに対処しまして簡易裁判所の配置をどうするかということは、実は私総務局長になつて数年になるわけでございまして、この問題にずっと取り組んでまいっておるわけでございすすけれども、取り組みは取り組むほどむずかしい

問題でございます。と申しますのは、一体裁判所というものは、事件の多いところに必要で事件のないところには要らないものなのかといえ、一がいにそう言えないのではないか。つまり裁判所がそこに厳然としてあることによって、いわば法

の支配という象徴が出ておるといふ面もあるといふやうにいろいろ聞かされるわけでございます。しかし、むしろそれにおのずから限度があるもので、そうむやみに小さいところに置くわけにもいけません。ただ、東京のようなところでございますと、これはむしろある程度集約したほうが——新と、これは渋谷というのは、事件はかなりございますけれども、集めたほうがいい。しかし、北海道等にも参りますと、事件は少なくとも、それは距離的に相当不便なところがございまして、やはりその国民の一つの信頼と申しますか、裁判所に對する寄りがかりといふもののためには、ある程度の配置が必要であるといふ面がどうもあるやうに、いろいろお話を承つておつてなつてまいるわけでございます。そこで、ただ件数が少ないから廢止をするといふことについては、かなり地元のほうでの御抵抗といひますか、御意見があるわけでございます。そこをいろいろ調整しながら、つまり適正な配置をする。現在必ずしも五百七十庁といふものが適正に配置されておるといふわけではございませんので、適正に配置し直すといふことは非常に必要なことだと思つわけでございますけれども、それにはおのずからやはり地元の御意向といふものを無視して進めるわけにもいけません。十分地元とお話し合ひを進めながら、しかも適正な結論を得たいといふので、法務省ともお話し合ひをしながら進めてまいつておりまして、現在まだ法案として国会で御審議をいただく程度までには熟していないといふのが、実情でございます。しかしながら、これは一方で、次第にいろいろ人口の集中とか疎密といふような問題がございます。また行政区画そのものについてもいろいろ改善もございます。そういうものとも並行しながら、今後何らかの結論を得る方向に向かつて努力

しなければならぬ、現に進めてまいっておるわけでございますけれども、それについて国会の御審議を仰ぐ時期もくることであらうと、私どもとしては期待いたしておるような次第でございます。

○山田(太)委員 質問もきょうはもう一点だけ残して終わる予定でございますが、参考資料としていただいた裁判の進捗状況、これは高裁、地裁、簡裁と分けて、四十年、四十一年、四十二年と、こうあります。やや進んでいるような統計の結果は出ておりますが、先ほどの寺田総務局長の御答弁のごとくあれば、こんな統計じゃないはずで。非常に複雑な事情もあるのも承知しております。しかし、複雑な事情もあるから、それで前に進まないのだ、遅々として進まないのだ、これではいつまでたつたつて解決はできないはずで。そうでしょう。そこで、複雑な事情を乗り越えていく決意と努力が要るわけです。きょうはこれ以上申し上げませんが、機会を改めて申し上げます。きょうは上つらをなでた質問で終わります。もつと深く突つ込んだ対策がなければならぬということは、きまり切っております。したがって、最後にその点をきつく要望申し上げて、次に一つお聞きしたいことは、裁判官以外の裁判所職員の方々の中に、忙しのために職業病というのですか、そういうものが、あれば蔓延ということばは使わないと思いますが、次々と出てきています。このたびも増員がありますが、この増員によつてそれが解決できるものかどうか、その点についての見通しも、最後ですが、あわせて御答弁願います。

○寺田最高裁判所長官代理者 裁判所の職員の職務の執行に必要と認めるときは、裁判所の職員に代りて職務を執行する。この場合、裁判所の職員の職務の執行に必要と認めるときは、裁判所の職員に代りて職務を執行する。

管理と申しますか、職員の仕事のやり方という問題について、つまり継続して長時間やる場合とある程度の休みをとりながらやる場合とは、相当に疲労度その他も違うわけでございます。そういう点につきましては、いろいろ私どものほうから指示なり注意をいたしておりますが、御承知の裁判官独立制の問題もございまして、なかなか思うような方向にはまいっておりませんけれども、そういう方向で努力はしております。同時に、健康診断その他につきましても、いろいろの配慮をいたしております。でございますが、まだまだその点で不十分であると思うわけでございまして、今後一そうそういう方向に向かって善処いたしたい、かように考えておる次第でございます。

○山田(太)委員 いまの答弁では、ちょっと気になります。不十分だということを知しながらの法案になっております。これで解決できるかできないか、それは個人個人の差があり、職務のやり方の差がある、それはもちろん当然でしょう。ただ人数だけじゃないと言いたいのかわかりませんが、しかし、人数も非常に大きな影響を与えることは、これはまた当然です。これによってこれが解決できるのか、そういう見通しがあるのかというところをお聞きしておるわけです。

○寺田最高裁判所長官代理者 定員の面におきましては、この年度としてはこれで解決できる、こういうふうな考えでおるわけでございます。ただ、私が申し上げましたのは、いろいろ職務のやり方とか、あるいは健康管理のやり方とか、そういう点についても一そうの配慮をしてまいらなければならぬ、かような趣旨で申し上げたわけでございます。

○山田(太)委員 では、この点もまた次回にもっと深くお聞きするつもりでございます。

○高橋委員長 関連質問を許します。猪俣三君。

○猪俣委員 一点だけお尋ねいたします。これは全司法新聞というのに載っております職員の定員

に関する記事です。これは三重県の尾鷲という簡易裁判所ですが、ここに職員が二人しかいないのです。この実情が詳しく書いてありますから、長いことはやめますけれども、そしてしかもこの尾鷲簡易裁判所は家庭裁判所の出張所があり、交通違反に対する即決処分をやっております。非常に事件がふくそうしているのに、二人しか職員がいない。そこで書記官は調書を書く時間がないので、家庭に持っていくうちの中で書いておる。日曜日などは半分しか休みがない。のみならず、熊野から填補の判事が来て裁判を開くときには、二人の職員がみな法廷に入ってしまった。裁判所の事務室はからっぽで、留守番がない。しかたがないから弁護士事務員をちょっと頼んで留守番してもらおう、こういう実情です。詳細にその実情が報告されておるのであります。こういう裁判所があき家になつてしまふなんというふうなことは、一般の民衆の訴えなんというものはどうすることもできない。何か用があつて書記官室へ行つても、だれもいない。いるのは、臨時雇いの弁護士の事務員がかわりにそこに番をしているというふうな始末、こういうことが尾鷲の簡易裁判所の実情として詳細に報告されておりますが、これは一体このままなんですか。何かこういうことが裁判所行政当局では調査ができていますかどうですか、できていないとすれば、このままでいいのか、どうなさるつもりなのか、ちょっとそこをお尋ねいたします。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま猪俣委員からお話のございました問題は、俗に二人庁というところでは組合新聞等に出た問題でございますが、私もどもいたしましては、簡易裁判所の小さなところでも必ず三人の職員は確保するようにとめてまいっております。ただ、たまたまある一定の時点で二人になるという現象が起りまして、それがいま御指摘のようなことになったわけでございます。尾鷲もともと書記官二人、廷吏一名ということで、三名の職員がおったわけでございます。ただ、その中の一人の職員が人事

の関係で他庁に転任いたしました。そのあとすぐ埋めるべきものであつたわけでございますが、その際に、現地としてはできる限り十分な資格を持ったつばな職員を採りたい、そういうことで、そうなりますと、どうしても年度末というところになるのが自然の場合が多いわけでございまして、その異動のございましたのが八月末ごろの時点であつたわけでございまして、そのために約半年近い期間二人庁という現象が現出したようでございます。尾鷲につきましては、もうすでにあとの補充の職員の選考も終わつておりまして、四月にはもとどおり三人になるということに報告を受けておるわけでございます。

尾鷲の裁判所の件数をちょっと申し上げますと、民事訴訟事件は一年で十三件でございます。それから刑事訴訟事件は一年で五件でございます。そういういわば両方通じまして年間十八件、一カ月に一件とちょっというところでございます。もつとも尾鷲の場合にはそのほかに略式事件がかなりあるわけでございまして、そういう関係につきましては、職員等についても、あるいはその半年間について何らかの配慮をすべきであつたかとも考えるわけでございますが、実情はそういうことでございまして、たまたま欠員の期間が少し長かつたために、非常にいろいろ御批判を受けるというところになったことは恐縮に思つておるわけでございまして、今後そういうことのないようにつとめてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○猪俣委員 この新聞の報ずるところによれば、いまあなたは支払い命令や略式命令が多いとおっしゃつたが、書記官が書く時間がないから、廷吏が書いています。一体廷吏がこういうことを書いていたかどうかわかりません。そういう実情でございまして、看守というか、廷吏というか、それがやっております。職員がやれないものだから、廷吏がやっております。こういうふうな実情ですが、こういう廷吏なんかも、やっぱり略式命令や支払い命令を書いていいんですかね。どういふものですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これはもう本来からいえば、略式命令、支払い命令というものの最終の責任者が裁判官であることは、明瞭でございます。ただ、それをたまたま書き写します者がだれであつても、その点は差しつかえないのではありません。つまり、あたかも判決をタイプストに打たせましても、しかしそのタイプストが判決をしたということではないのでございまして、そういう意味で、小さい庁では相互に協力をしてやつてもらうということになつておるわけでございます。むしろでございまして、十分裁判官が点検をして署名する、よからなたてまでやつてきておるわけでございます。

○高橋委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 裁判所職員の定員に関する法律について、きょうは一部質問をしておきたいと思

います。いま二人庁の話が出ましたので、そこからお聞きしておきたいのですが、いま現在二人庁は、尾鷲のほかに幾つありますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは先般予算委員会でもお話がございまして、申し上げたわけでございまして、私もどもとして、二人庁というものを認めていないわけでございまして、つまり最小限度三人庁ということで考えておるわけでございまして。ただたまたまある一定時期、一定期間欠員があるという現象がございまして、そういう庁が何庁あるかということ、いま全体の総数を正確には御報告申し上げられないわけでございますが、そう多い数ではないと考えております。また、それはたとへば四月には全部埋まるべきもの、かように考えておるわけでございます。

○松本(善)委員 二人庁という方針をとつていて、ではないというところは、予算委員会でも述べておるのを私は知つておるわけですが、現実二人庁になつておる。これがいま幾つあるか。いまだうも把握しておられないようですが、次回の委員会までに、現在實際上二人庁になつておるところが幾つあるか、調べて御報告いただけますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは定員の立て方なり、実際の配置の点についてちょっと御理解をいただきますと、なかなか御説明がむずかしいわけですが、裁判官とか書記官というような者につきましては、最高裁判所で定員の配置をいたしますし、また上級のほうの職員につきましても、最高裁判所で任命するわけでございますが、しかしながら、ある程度のところの職員、一般的に職員につきましても、定員も地方裁判所当局にゆだねておりますし、また実際の任命、異動等も、地方裁判所の権限でやっておりますわけでございます。そういう関係で、本日ただいまの時点で二人庁が何庁あるかというところは、なかなかその簡単には調査できないのではないかと考えておる次第でございます。

○松本(善)委員 どのくらいあれば調査できるのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは一々現地から報告をとるわけでございまして、そうしますと、その間にまた埋まることもあるかと思いますが、報告を求めますれば、それでできると思えますけれども、やはりある程度の期間をいただかないとむずかしいのではないかと思います。

○松本(善)委員 しかし、電話連絡その他で、この次の委員会に間に合うようにというようなことはできるのではあるまいか。簡裁の数は大体見当がつきますから、できるのではないかと思います、どうでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 可能な範囲で調査いたしまして、御報告いたします。

○松本(善)委員 それではこの次の委員会でもたお聞きしますから、お調べをお願いしたいと思います。

この裁判所職員定員法の一部改正案の提案説明で、労働事件が遅滞をしておるということについて一言も触れていないわけなんです、一体労働事件の審理の現状は、満足すべきものであるというふうに裁判所は考えているのかどうか、迅速処理の点で。

○矢口最高裁判所長官代理者 労働事件の審理の状況等につきましては、私もいまの審理の状況が非常に満足すべきものであるとは考えておりませんが、むしろ何とかしてできるだけ早く審理ができるようにいろいろと日夜腐心しております。そういう状況であります。

○松本(善)委員 大体どういう状況でありましたか。たとえば労働者の地位保全の仮処分、雇用関係存在確認訴訟の結審に至るまでの時間、あるいは証人尋問がどの程度の時間を置いて入っているか、こういうような実情を御報告いただきたいと思います。

○矢口最高裁判所長官代理者 端的な全国的な状況でございますが、やはり一番問題になりますのは、いま松本委員が御指摘になりました地位保全の仮処分でございます。ただ、私もいたしまして、統計上の関係でございまして、必ずしもそれだけを分けて調査いたしておりますので、それが主体になっております仮処分事件につきまして、これを地裁に例をとりますと、その既済事件の平均審理時間というものを本日用意してまいっておりますので、それをちょっと申し上げてみたいと思ひます。これは各年をとると非常によいのでございますが、いままでの統計の関係で、労働事件が戦後に新たにできた非常にむずかしい事件でございまして関係もありまして、戦後何年かに区分いたしまして現在とっております。それでそれをちょっと申し上げてみますと、昭和二十三年から三十四年までの全国の地方裁判所におきまして仮処分の既済事件の平均審理時間は、それが判決で終わりました場合は六・二カ月で、それから決定で終わりましたものは三・三カ月というところでございます。ところが、三十五年から三十八年までに至りますと、判決のほうは相当長くなりまして、判決で終わりましたものが四・六カ月、それから決定で終わりましたものが四・六カ月というふうになっております。さらに三十九年から四十二年までの期間をとってみますと、判決で終わりましたものの平均審理期間が二〇・七カ月、決定で

終わりましたものの平均審理期間が三・六カ月という数字が出ておるわけでございます。

これでもおわかりいただけますように、決定で処理いたします場合はかなり早い期間に処理できるわけでございますが、判決となりますと、むずかしい事件を判決に回すということもございまして、かなり審理期間が長くなってまいります。私どもも、何とかこれはもっと縮めるように最善の努力をいたすべきだ、そのように考えておるわけでございます。

○松本(善)委員 東京地裁の場合で申しますと、仮処分の場合でも、証人尋問の期日が三カ月から四カ月の間というものが普通だ。それから判決が出るまでは三、四年かかっておるといふことであります。それからひとりの例を申しますと、東京信用金庫が仮処分の一番だけ八年、それから正路喜社、これはやはり八年、日本信託銀行に関するものがやはり八年、野村証券に関するものが五年。これは仮処分とは言えないんじゃないか。一休裁判所は、どのくらいで地位保全の仮処分が出るのが望ましいというふうなことを考えているのでしょうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 地位保全の仮処分と申しますものは、一般に何らかの理由によりまして使用者が解雇いたしました、その解雇の効力を争っておるというものでございまして、働く者にとりましては日々の生活にも関連することでございますので、一刻も早く、この救済を求められたい場合は、私も救済の措置をとるべきものにとるというふうなことを考えておるというふうなことを考えております。したがって、早ければ早いほどいいというところについては全く同感なのでございしますが、ただ、ほかの事件と異なりまして、地位保全の仮処分の原因となっておりまして、解雇、この解雇の効力というところになりまして、勢い、これは松本委員もつとに御承知のように、いろいろむずかしい問題を含んでおり、事実の認定におきましても、間接的な証拠を総合的に判断いたさねばならないわけでございますし、また法律上の問題にいたしまして、学説、判例等相当に分かれ

ておる面もございしますので、その審理にはある程度の時間がかからざるを得ない。そういういたしますと、結局私もいたしましては、できるだけ早い時間というところでございまして、現在の状況では、申し立てがございましてから何らかの判断をいたしますまでの間に六カ月ないし一年、というよりももっとかかるようでは困るんではないか、そういうふうなことを考えておるわけでございます。

○松本(善)委員 少なくとも東京地裁では、六カ月ないし一年の間に結論が出る、そういうことはほとんどないようですね。こういう現状は、四十二年、おとしの十二月、五十七回国会でも私裁判所にお聞きをして、これは遺憾だ、そして改善したいということを、このときはあなたではなかったと思ひますけれども、民事局長が言っておるのですけれども、その後裁判所は、改善措置を一体どういうふうなやつにやっているのですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 東京地裁の、これはまだ正確な数字ではございませんが、昨年、昭和四十三年度の地裁の期間を見ましますと、判決で終わりましたものが三八・三カ月、決定で終わりましたものが六・八カ月というふうな地裁事件の審理期間を示しております。これは仮処分事件でございまして、それを平均いたしました三・四カ月という数字に相なるわけでございますが、その平均の数字をそのように申し上げました趣旨は、実はその一つ前の年度、四十二年度のいま申し上げましたような計算をいたしました平均審理期間が、一六・三カ月ということになっておるわけでございまして、審理期間の短縮をいたしておるというふうな数字が出ておるわけでございます。前局長も、松本委員のお尋ねに対して、鋭意努力しているというのを申し上げたというところは、私も速記録で拝見しております。前局長が申し上げましたように、当初一カ部しかなかった労働部を、三十八年には二カ部にふやしました。さらに四十二年にはもう一カ部ふやしまして、現

在三カ部で審理いたしておるわけでございます。なお、各部には裁判官を各四名ずつ配置いたしておるような東京地裁の現状でございます。実は御指摘のような重要な問題については、できるだけ裁判官もこれに多く当って、早い審理、的確な審理ということをお願いしたいのはやまやまでございますけれども、現在、ちょっと東京地裁全体の事件を申し上げてみますと、実は四十三年の新受事件数は、二万一千三百九十件というところでございます。その中で、もちろん内数でございますが、労働関係の事件の新受は四百十三件というところで、件数だけから申しますと、実に二%にも満たない件数でございます。ところが、これに對しまして裁判部は三十五部あるわけでございますが、労働部は其中で三カ部を当てておる。しかも一カ部の構成員は四名をもって当てておるというところで、現在の東京地裁といたしましては、できるだけのことはいたしておるということでございます。それ以上にさらに充実した裁判官とか部の、ということになりますと、これは松本委員も御承知のように、裁判官の補充等の問題とも関連してくるのではないかとということでございます。それから手続の面では、そのように人員のみのほうにたよっておるということではできないような状況でございます。ですので、手続の面では、東京地裁は特に定期に三回労働部の裁判官が一堂に会合いたしまして、どのように早く的確に審理をするかということに日夜腐心いたしておるわけでございます。

例を申し上げてみますと、できるだけ審判手続を活用する。いままでは地位保全の仮処分のような、非常に争点が多くて判断の困難な事件につきましては、判決手続、口頭弁論を開くということを中心としておったわけでございますが、そういうことではとても時間がかかるので、事案の性質上にももちろんありますが、できるだけ審判手続を活用して、早い審理をやらうではないか。決定で裁判をするということになりますと、先ほど期間として申し上げましたように、非常に早い期間に審理することが可能でございますので、そういうことも試みておるようでございます。それから単独裁判官の制度を活用して、各事案によっては、単独裁判官が、できるだけ早く、口頭弁論を開くとしても、それによって審理しようではないかというのを考えております。さらにまた立証計画表というようなものを、双方当事者の協力を得て作成いたしまして、どの争点に関する証拠はどれとどれであるか、また人証はだれによって立証するかというようなことを、あらかじめ一枚の表につくりまして、その計画によって審理を進めていくということをお願いいたしておる状況でございます。そういうことによつてある程度の成果をあげておるといふふうに、私どもも報告を受けておるようなわけでございます。

○松本(善)委員 地位保全の仮処分に労働者が勝訴をいたしましたも、実際に復職、就業が保障されてない。それから賃金の支払いについても、地裁が命じても高裁ですぐ執行停止を出すというように、その実際の効果がそのような形で阻止されるということによつて、使用者の中には、裁判で幾ら負けてもとにかく首を切つてしまえば得だということが、現実に言われておるのであります。一審で負けても最高裁まで争う。そして会社が最終的に負けて職場に戻つてくれば、また首を切る。そして負けてもまたやる、こういう実情のために、非常に労働者側の勝訴事件はふえている。また労働事件全体もふえておる。この実情を考えますと、裁判の結果が実際に労働者の救済になつていくかどうかということについて、裁判所も真剣に検討しなければならぬんじゃないかと思ふのです。このいわゆる地位保全の仮処分というのは、任意の履行を期待する仮処分ということでありましても、実際に仮処分がきまれば、使用者が現実にも労働者を職場に復帰をさせて、解雇の前と同じような状態にして扱え、こういうことを裁判所は期待しておるわけでありましよう。その点について、意見を聞いておきたいと思ふます。

○矢口最高裁判所長官代理者 解雇されました場合に、解雇前の地位を一応本案の確定するまで保全するという仮処分が出た場合には、地位保全に関する限りは松本委員の御指摘のとおりでございます。ただ、この仮処分は、松本委員も専門家であられますので十分御承知と思いますが、任意の履行に期待せざるを得ない面がございますので、会社がそれを任意に履行しない場合には、現在の裁判所の法制上はいかんともしがたい。欧米に見られますように、裁判所侮辱罪の制度とか、そういうものでございましてまた別でございましてけれども、現在のところは、裁判所としてはいかんともしがたいものがあるわけでございまして、ただ、地位を保全するともに賃金の支払いを命ずるというような仮処分でございます。これは債務名義になりますので、その賃金の支払いは強制的にこれを實現し得るわけでございまして、また完全な地位保全にならない、やはり日々会社に出で職場でもどおり働くということがなければだめではないかという御指摘でございます。また、ことにごもっともでございますが、現在のところ、私どももいたしましては、裁判所が裁判いたしましたことは、その双方がこれを十分に尊重していただきたというように訴える以外には手を持たないわけでございます。

○松本(善)委員 ところが、現実には裁判所の期待どおりにはほとんどいっていない。裁判所は、使用者が首を切つたのは間違つてゐる、法律に違反をしてゐるというふうな結論を出しておきながら、ほとんどの場合がそれに従つていない。だから、使用者のほうは負けてもかまわぬ、とにかく首を切つてしまえ。幾らでもやつてゐる。この実情について、裁判所は、みずからの仕事がいかにうわばざるで水をすくうような仕事になつていくことについて、一体どういふふうにお考えおるか。これを一体どう改善しようとしておるか。そんなことについては何の関心もなく、ただ裁判をやつておるだけだ。私の仕事は裁判をやつておるだけだということ、結果については何の調査もしないし、それから改善の方法も考えていないのかどうか。これを聞きたい。

○矢口最高裁判所長官代理者 その裁判の結果がどのようになつておるかということについては、私どもも非常な関心を持っておるわけでございまして、ただ、先ほど御指摘ございましたように、審理そのものが非常におくれておりますし、事件が日々新たに出来てまいつておりますので、端的に申し上げれば、そちらのほうの対策等に忙殺されてそこまで十分手が回りかねておる状況でございますが、松本委員御指摘の点も十分に検討いたしまして、今後はそちらのほうの、裁判の結果の追跡調査と申しますか、そういったことを通じまして、私どもの裁判所における判断ができるだけ尊重されるように、いろいろな機会を通じて呼びかけていきたい、このように考えておるわけでございます。

○松本(善)委員 現在は、全国的なそういう追跡調査はされていません。

○矢口最高裁判所長官代理者 現在のところ、まだそこまで手が回りかねておる状況でございます。

○松本(善)委員 それはぜひ早急にやつてもらいたいのですが、どのくらいでできましようか。

○矢口最高裁判所長官代理者 この追跡調査をするというところになりますと、やはり一定の、どういふ調査の方法をとるかということに十分にまづサンプリング的な検討をいたしまして、それに対する予算措置等を講じました上で全国的な調査をするということになりますので、相当の長期計画にならざるを得ないのではないかと考えます。

○松本(善)委員 私が言いますのは、裁判官をふやしてほしいというように簡単に言われるだけで、根本的にどうして事件がふえておるか、そこを一体どういふふうに通じたいのか、ということについて、裁判所はもっと真剣にならなくちゃいけないんじゃないかということをおっしゃるのです。それはたいへん長くかかるとい

うことで済ませる問題じゃないと思います。少なくとも私は、この法案の審議がされておる間に、この次の委員会でも、あるいはどうしてもできなければその次の次でもいいですが、追跡調査の方針と、いまの現状をどういうふうに変えていくかという大綱くらい示してもらいたい。裁判所の首脳の間でこの現状満足すべきものでないか考えるなら、一体どういうふうに変えていくかという方向くらいは示せると思うのです。そのことができるかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○矢口最高裁判所長官代理者 御趣旨はごもっともでございますが、追跡調査ということでございます。やほり全国的な問題でございます。せつかくいたしますからには、十分のことでもいたしたいと存じますし、私も実は審理の経過等につきましましては、必要に応じてそれぞれの事件について報告を徴しておりますが、ただ、全事件についてそういたしておるわけではございません。その辺のところを勘案いたしますと、もう少し時間をかけていただいで検討させていただきます、このように考えます。

○高橋委員長 松本君、これはできるだけのことをやつてもらうことにして、手数がよほどかかるような問題になりますから、理事会で一ぺん根本的に相談した上で、正式に要求するならするということにしたらどうですか。

○松本(善)委員 それではこれは理事会でもやりますが、ただ根本方針ですね、あるいは立法が必要であるとか、それから追跡調査はどのくらいのことをやつたらいいかというようなことは——完べきを期するといつたら、それはなかなかたいへんかもしれない。しかし、当面、目の前で全部の数字があがらなくても、これは何とかしなければいけぬというふうなもののはわかつておるのですから、それに対応する程度のことではあるはずだと思ひます。可能な限りの努力をしてもらいたいと思ひます。

そうして、労働省から来ているのでついでに同

じことを聞きますが、労働委員会の救済命令が出たおる場合、この結果がどういうふうになつておるか、実情を御報告いただきたいと思ひます。

○大塚説明員 従来の労働委員会の出した命令につきましましての細部の調査はございませんけれども、一応概要を知る程度の調査は、毎年中央労働委員会が出しております年報がございます。それである程度の状況はわかるかと思ひます。その調査によりまして、特に初審命令といたしまして各地労働委が命令を出したものを、これがそのまま地方裁判所あるいは中労委に対する再審査申立てあるいは行政訴訟がないままに確定したものにつきましまして、それがどういうふうに行なわれておるかという状況をあとから調査をいたしまして、その全国的な集計をいたしております。これは三十八年からしかやっております。それまではそういうアフターケアの問題等は非常に弱かったわけでございますが、それ以後の数字がある程度わかつております。その数字によりまして、三十八年度にはその年度に確定した命令二十五件、それから不服を申し立てられないうままに確定したものが二十五件、それから三十九年度三十二件、四十年二十八件、四十一年度二十四件、四十三年度三十七件、計百四十六件、全体のケースをつかまえました。そのうちで、この中に救済命令を含んで、棄却あるいは却下になつたというものを除きますと、八十九件ございます。その八十九件の中で、履行されなかつたものとしてつかまつたのは八件でございます。その八件のうちで、労働組合法の規定に基づきます過料に処せられたものが二件でございます。あとの六件はそういう取り扱いをされておるんですが、内容を調べてみますと、たとえば経営不振のために履行不能になつたというもの、あるいは事実上たとえ解決してしまふ、貸し付け金問題で争つて、貸し付け金を貸せというふうな命令が出た、ところがその後、その貸し付け金の根拠になつてゐる貸金問題が片づいてしまつたというので、そういう必要がなくなつたというふうなたぐひの、事実上解決してゐるというふうな形で、あとの六件は解決いたしております。実態として守られていないというのは、いまの救済命令を含む八十九件の中で二件というふうな実態が報告されておる。それからそれ以外に、労働委員会の命令がそのまま確定しているにもかかわらず、これに違反をしたという内容で労働委員会が裁判所に通知をした件数でございますが、過去四十二年までに通知件数は十五件程度でございます。それからまた裁判所に地労委の決定に対して行政裁判に持ち込んだ場合に、労働委員会が緊急命令を申し立てた件数でございますが、これが四十二年までに全体として九十件でございます。その中で、緊急命令が出されたにもかかわらず違反をしたものとして通知されておるのは、十七件程度でございます。程度と申し上げましたのは、一つ一つ当たつたわけでございますが、多少あるいは調査漏れがあるかもしれませんので、必ずしも絶対的には申しかねますので、大体十七件程度というふうに申し上げてゐるわけでございます。

大塚違反の状況というものは、いま申し上げたような状態でございまして、全体の労働委員会の命令に対する形式的な違反ないしは救済命令を出したものの文言に対する違反というものは必ずしも多くない、むしろ少ないというふうに一応考えております。

○松本(善)委員 そうすると、救済命令が出た八十九件のうち二件だけが違反であるという趣旨のことをさっき言いましたが、八十七件はみな実際にその職に戻つて仕事をしている、こういうことまで調べましたか。

○大塚説明員 この調査によりまして、一応命令といたしまして職場復帰を命じたものは、八十九件のうち違反状況のない八十一件でございます。ね、これについては命令どおり実行されておるというところでございます。ただし、先生がおそらく考えておいでになると思うことを先回りして申しわけないのではありませんが、私どもの実は問題に

してありますのは、一応はそこで解決し、命令は履行される。しかし、その後の問題といたしましては、労使の間で話がついて円満退職したとか、そういうようなケースが必ずしもないわけではございません。その数字ははっきりいたしません。しかし、そういうものがあるのではないかと。救済命令の内容は復職だ。そうすると復職して、たいていバックペイというふうになるわけですが、そうすると、ポストノティスというふうなところが普通の救済命令のところでございまして、そういうものにつきましまして一応は守られるけれども、そのあとでまた事実上は金で解決していくというふうな問題が、結果が出たものについて、別件というふうな問題が一つある。

それからもう一つは、そういう決定に至らない、いわゆる解決といへば解決でございますが、和解というケースが非常に多いわけでございます。全体の取り扱ひ件数の中の約七割ないし八割は、和解で解決しておるわけでございますが、その和解もいわば金で解決する場合がかなり多いということから申しますと、その解決のしかたというものはいろいろ問題があろうかと思ひます。ただ、その和解等につきましても、従来これにつきましての問題点として、たとえば和解が乱用されることによつて法の筋を乱したような解決が行なわれることは厳に戒めるべきだということで、労働委員会の内部でもかなり慎重に扱つてきておりますし、いまの状態から申せば、和解を全く否定するということもできないという問題がある。それから解決後の問題として、そういう問題があつた場合に、労使がいれば話し合ひで、特に不服を申し立ててこない、あるいはまたそれを重ねて命令違反であるとして特に委員会ないしは当該機関に申し立ててこられないというふうな実態がございまして、ある意味ではそこ一つの実態的な解決がはかられておるという問題もございまして、そこで、それをさらに別件として問題にすれば労働者側がそれを問題にしてくるということになれば別

でございますが、そのまま解決しているものが幾らかあるというふうに考えております。

○松本(善)委員 和解ということになりますと、大部分が金を労働者がもらって実際上はやめていくということになるんだと思うのですけれども、それが救済命令が出た件数の中でどのくらいになっておるかということは、いまわかりません。

○大塚説明員 和解の件数でございますが、最近の数字を持ってきたところでは四十一年の数字になりますけれども、四十一年におきまして、初審で、申し立て件数五百七十二件に對しまして、和解取り下げで解決した件数が三百六十六件、七六六。それから再審のものにつきましては、六十九件中五十六件で八〇%というふうな数字で、大体その数字は動いておりませんので、現在もおおよそ七割ないし八割というふうな考えておるわけでございます。

○松本(善)委員 それから救済命令が出るまでの時間、あるいはそれが出来た後も中労委へいったりあるいは行政訴訟になったりして確定するまでの時間について、調査したものがあれば、報告してほしいと思います。

○大塚説明員 不当労働行為事件の審査の処理日数でございますが、これは過去毎年一応労働委員会が調査いたしましたので、確定したものに對しまして平均日数をとっております。最近の三カ年を御報告申し上げますと、四十一年の数字では、全国で初審としてきたものの件数が、総平均で二百五十一日かかっております。四十一年が二百三十日、四十三年が二百七十八日というふうな状況でございます。それから再審査につきましては、総平均が四十一年四百四十二日、四十二年三百八十八日、四十三年四百十八日というふうな日数がかかっております。これは現在統計として出ておる数字でございます。

○松本(善)委員 それは、中労委へいったり行政訴訟になったりしたのも含めての話ですか。

○大塚説明員 再審査と申しますのは、中労委に

いったものでございます。それから初審というのは、中労委にかららないで地労委で決定するのに要した日数でございます。

○松本(善)委員 それでは、労働省にそういう関係の統計的な資料をあらためて提出をしてもらいたいと思うのですが、その点は約束いただけますか。

○大塚説明員 現在手に入っております統計資料は、お届けするようにいたします。

○松本(善)委員 次官にお聞きしたいと思うのですが、いまだ質疑の中でもお聞きいただいたと思っておりますけれども、裁判にいたしたとしても、労働委員会にいたしたとしても、労働者の権利の救済についてたいへん不十分な点があるわけですが、時間も非常にかかりまして、それからその結論が実際に実現をするという点でも非常に不十分である。裁判所にもその対策について研究してこへ出してほしいというのを申しましたけれども、政府としてもいまの現状を決してそのまま見ておくわけにはいかないものではないかと思っております。これについて、政府としてどういうふうなされるかと、いふ所信を伺いたいと思っております。

○小澤(大)政府委員 御指摘のとおり、仮処分等がこんなにおくれますと、実際の効果がないというところは明らかでございます。大事なことでありますので、前向きに検討すべき事柄だと、かように考えております。

○松本(善)委員 きょうの質問は、これで終わります。

○高橋委員長 次に、内閣提出、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

○猪俣委員 矯正局長来ておられますか。

○高橋委員長 矯正局長はちょっとやむを得ない用事がある、来ておりません。

○猪俣委員 だれが来ておりますか。

○高橋委員長 矯正局長の倉見保安課長が来ております。それから平井局付検事。

○猪俣委員 大臣が見えにありませんし、矯正局長も見えにありませんので、それでは事務的のことしか答弁いただけないと思いますが、政務次官おいでになるから、あわせてお考えをいただきたいと思っております。

これは、私が昨年の五月二十四日に当法務委員会で質問をいたしました白鳥事件、村上国治の仮釈放の問題であります。ちょうど昨年の五月二十六日に仮釈放の期限が来るのであるから、これを仮釈放してはどうかという質問でありまして、当時の勝尾矯正局長が詳しく意見を述べられております。実はこの法務省の矯正局のお考えが村上国治を救う会の人たちに非常に希望を与えて、自來全国的な救援運動になっていくわけです。私も、昨年の八月要請を受けまして、網走刑務所まで行ってまいりました。刑務所長及び担当官にもお目にかかり、村上国治にも会ってまいりました。刑務所の担当官は村上を非常にほめておりまして、模範囚だと言っております。これは法務省の勝尾局長の答弁にも出ておるわけです。犯罪者の処遇令で三級から二級に昇進したというのは、その意味であります。そこで、なお帰りには札幌の地方更生保護委員会をたずねまして、小泉委員長に会ってまいりました。そのときの委員長の答弁は、刑務所のはうからまだ何らの上申もなから委員会としてはそのまま活動しないでおるんだという御答弁であったのでありまして、これは勝尾矯正局長の御答弁でも、この仮釈放の上申は一〇〇%刑務所のはうから出るんだという御答弁がありましたので、そういう慣例になっておる。それから本人の申し立てもありまして、刑務所がやる。その刑務所の上申がまだないというふうな話でありました。

ところが、最近ここに二つの新しい事実が耳に入りましたのでお尋ねするわけでありますが、昨年網走の刑務所では、刑務官全員会議を開きまし

て、全部の一致した意見で村上国治は仮釈放すべきものだという決議をいたしました。これを地方更生保護委員会に上申したという事実が、私の訪問後起こってござるわけでありまして。だから、その当時小泉委員長が私に答弁したことはなくなつて、刑務所からそういう上申がされていく。しかも条件つきだ、四十三年の内に釈放することが適当であるという期限を付して上申しておるわけでありまして。しかるにかかわらず、それに対して何らの処置も委員会はやっておらぬという点が一つ。

それからいま一つは、いまこの事件は札幌の高等裁判所に再審の申し立てがなされまして、再審すべきやいなやについて再審開始決定の裁判が行なわれておるのでありますが、ここに新たな証拠があらわれてきた。これは実は私は年来当法務委員会におきましてもしばしば指摘したことでありまして、検事が公益の代表者という立場を忘れて被告に有利な証拠を出さない。松川事件などもまさにそのためであります。これは根本的に刑事訴訟法を改正しなければならぬのでありますが、それをしなれば私は要請しておりますが、今日まで何らの処置もとられておらぬ。やはり同じこの再審裁判におきまして、科学警察研究所というところで、十数年前に事件当時唯一の物的証拠とされておりますピストルの弾丸を鑑定している。つまり共産党の村上国治が実弾射撃をしたという確見証から出てきた弾丸と射殺された白鳥警部の体内から出てきた弾丸が同一のものであるという主張によつて、これが唯一の証拠として彼は有罪判決を受けているわけです。弁護団は、これは違うんだというあらゆる立証をしているけれども、当局者は採用しなかったものであります。が、今度初めて警察庁の一機関であります科学警察研究所ですでに十五年前に、これは違うんだ、確見証から出た弾丸と白鳥警部のからだから出た弾丸とは違うんだという鑑定ができておる。それを検事は出さぬのであります。それが今度ようやく明らかになりまして、再審裁判所の札

幌高等裁判所が提出命令を出しまして、科学警察研究所からその鑑定書があらわれました。いま裁判所に非常シヨックを与えておりました。四月には再審決定されることも明らかであります。こういうことが、新たに事実としてあらわれてしまったのであります。これが立証されますならば、彼は無罪であります。唯一の証拠であります。彼は一切今日まで否認し続けてきておるのですが、白鳥警部から出た弾丸と幌見峠の弾丸が同一であるという鑑定だけを裁判所は採用して、有罪として今日まできたのです。それが国家機関であります科学警察研究所では、十数年前に違ふものであるという鑑定をしておるのです。それを一切検察官は提出しなかつた。あらためてこれが出てきたわけでありまして、私が昨年八月網走に参りまして以来、こういう二つの新しい事実が出てきたわけでありまして。

そこで、この仮釈放の権限は札幌の地方更生保護委員会でありまして、やはり指揮監督権は法務省にあると思ふのであります。この小泉という委員長は、検事上りの委員長だそうであるが、相当頑強であつて、これは神近委員から関連質問をしていただきたいと思ふますが、神近委員が最近電話でもつてこの委員会に連絡をしたところが、どうも村上国治は仮釈放するとまた犯罪を犯すおそれがある、それだからなかなかこれは容易じゃない、こういうようなことを言うておるというのであります。五年間つぶさに彼を観察してまいりました刑務所が、全官一致して仮釈放すべきであるという上申をしているにかかわらず、この委員長はそんなようなことを言うておる。私が訪問したときも、全記録を全部読まなければ判定がつかぬということを言っておりました。それで、全記録を読むには、二年かかるのだというようにおっしゃるのか。これは法務省としてもひとつお考えいただきたい、地方更生保護委員会とも少し緊密な連絡をとっていただきたい。もしこのままの姿で再審になりまして、そして被告が無罪に

なりましたら、どういうことになりますか。もう彼は十六、七年自由を拘束せられて刑務所におるわけでありまして。そういうことに對しまして、どうも札幌の地方更生保護委員会の態度というものは、私どもは不可解です。一体法務省は、こういうことに對して適切な指導ができないものであるかどうか、またこういう新しい事実を御存じなのであるかどうか、これを尋ねたいと思います。

○鹽野政府委員 委員会は、法務省の所管としたしましては保護局の所管でございまして、私からお答えをいたします。

札幌の地方更生保護委員会では白鳥事件の仮釈放の問題を審査しておりますことは、ただいま御指摘のとおりでございまして。御承知のとおり、仮釈放の審査は、大部分が施設の長、この場合で申しますと刑務所長の申請に基づきまして審査が開始されるわけでございます。審査の内容と申しますか、どういふ基準で結論に到達するかというところにつきましては、これはもう御承知のとおり、刑法の規定によりまして、まず形式的には刑期の三分の一以上執行を受けたということが必要なわけでございます。そのほか、刑法の規定にございましてところでは、改悛の情があるということが必要になっておるわけでございます。その場合に、行政官庁の裁量によつて仮釈放を許すことができるというところになっておるわけでございます。施設の長の申請によりまして審査を進めるわけでございますが、刑務所と別に地方更生保護委員会という制度が設けられておまして、その委員会で独立してこれを審査し、判断する、こういうたてまえになっておるわけでございます。これは御承知のとおり、仮釈放、仮出獄ということになりますと、裁判で確定した刑の執行をどうするかという問題でございまして、司法裁判の運用に密接な関係がございまして重要な仕事でございまして、したがって、こういうような独立の機関によりまして、適正に、また最も公平に結論を出すことが必要であるということで、こういう委員会制度を設けまして、委員会によつて決定をしていく、こう

いうたてまえになっておるのであらうと存じます。したがって、委員会といたしましては、いま申し上げましたような事情、さらに先ほど御指摘のような個々の事実につきまして、仮釈放をした場合に再犯のおそれがあるかどうかというようなことも、一応審査の対象となります。それからその仮釈放について、社会の受け入れ方というふうなことでございまして、審査してみなければならぬのでございまして。御指摘のこの事件は、先ほど来仰せのとおり非常に重要な事件でございまして、委員会といたしましては慎重な態度で審査を進めておるところでございまして。先般も予算分科会でこの問題の御指摘がございましたが、若干の人数はかかっておりますけれども、この事件の内容等から見ますと、必ずしもこれで長過ぎる、何か停滞しているんじゃないかというふうには、すぐ見ることはできないのじゃないかというふう

に私ども考えております。

それから法務省が何か手当てをすることはできないのか、そういうことをしたらどうだという御指摘でございますが、ただいま申し上げましたように、仮釈放の決定を最も適正に、また最も公平にするために委員会制度というものを設けております。またまから申しまして、具体的な事件につきましては、法務省からその事件の処理をあたし、こうしろということは許されない、妥当でないことだと思つております。私どもは、委員会が慎重に審査を進めておるというふうな状態で、これを現在見守つておるという状況でござい

ます。

なお、先ほど御指摘のお話の中に、北海道の小泉委員長が検事出身であるという趣旨の御発言がございましたが、これは事実と違つております。小泉委員長は元來更生保護関係の出身者でございまして、その点だけ訂正させていただきます。

○猪俣委員 あなたの答弁を聞くと、法務省とは全く何の関係もないような御答弁ですが、私が昨年地方更生保護委員長に会つたときに、地方更生

保護委員長はそんなことを言つておらないのです。十分本省と連絡をとつてやつています、本省の指導によつてやつていますと言つておるのです。あなたの答弁と違つた。また、そうだろうと思ふんだ。人事権は法務省が持つておるじゃないか。これに對して何らの指導もできないし、何の連関もないというのじゃないかと思ふ。それでは地方の更生保護委員会が全く生殺与奪の權を握つておるということになってしまふ。

いまの人心の問題ですが、彼が服役いたしております網走刑務所のある網走市は、こぞ彼の釈放は適当である——私は昨年八月視察に行つたときも、わざわざ市長が歓迎会を開いてくれました。また、彼の生まれ故郷の人たちも、村会でもこぞ議決しておる。だから、社会に与える影響と申しまして、最も直接的な関係のある人たちが彼を信任し、その釈放を願つておるのであります。こういうことに對して、政務省は何ら関係がないような御答弁、私ははなはだふに落ちない。札幌の地方更生保護委員会、そんなことを言つておられません。本省と緊密なる連絡をとつてやつておるというのですから、あなたの答弁は違ひはせぬか。

○鹽野政府委員 先ほど申し上げましたとおり、この委員会制度は仮釈放等の非常に重要な業務を処理するために設けられた制度でございまして。したがって、法務省が特定の個々の事件につきましてこうしろあしろということは、委員会制度の本来の趣旨に反することでございますので、さうなことはいたしてはならないのでござい

ます。

○猪俣委員 だからしやうがないのだ。事務官の答弁というのはだめなんだ。ほくら法規のことは、あなたから説明を受けないでも、ちゃんと研究していただきます。そんなことは。そうじゃないのだ。実際の行政指導をどうやつておるかということをお尋ねしているのです。それは法規上は、ああいう委員会があるとすれば、その委員会が権限を持つておるというのは当然のことだ。そんなこ

とは私も知っています。あなたの説明を聞かぬでもよい。そうじゃないのだ。実際の運用は、この札幌の更生保護委員会では、本省と緊密なる連絡をとってやっています。それは聞いています。それが実際どうだかというのを私は聞いています。そのよう。そんな形式的な答弁は必要ない。そうじゃないのだ。実際は私が質問しましたら、すぐ法務省の役人が札幌や網走へ出ていっているじゃないですか。それは知っています。また、それが当然あるべきことだと私は言っている。矯正局長の昨年の答弁は、非常にあなたのかみのある答弁をした。それで彼を救済会の人たちは非常に希望を持っていたにわかかわらず、今日までとにかく何を見るべきものはない。裁判記録を読まなければ判断ができない。委員長の態度というものは、言い過ぎだと思ふのだ。委員長の態度というものは、そんなことはいへんです。十何年もかかっている裁判記録を全部見るなんて、二年や三年かかってしまふじゃないか。そういうことではいけないということ。やはり上級官庁として、命令、指揮はできないかもしれないが、適切な内部の行政指導というものはあるべきじゃないか、これが私の質問の趣旨なのです。あなたは事務官なんだから答弁できない。よし、大臣に聞きますがね。政務次官、こういうことはどうですか。

○小澤(太)政府委員 猪俣先生のおっしゃることはよくわかりますが、たてまえといたしましては、局長の御答弁申し上げましたとおり、個々の事件について仮釈放を許可するということは司法作用に非常に大きな関係がありますので、その判断を委員会の専権にゆだねておるということはおわかりいただけると思います。これに對しまして法務省からとかの指図をするということは、むしろかえっていけないのじゃないか、こういうような判断に基づきまして、私どものほうからあれこれと指図はいたしておりません。さような次第でございます。

しかし、いま仰せられたように、いろいろ手続

が進んでおるようでございますので、地方更生保護委員会では慎重にいまやっているとところだと思えます。私どもは慎重に、しかもすみやかにそのことができますように期待をいたしておるような状況でございます。

○猪俣委員 私は、昨年八月北海道に参りましたとき、高等裁判所の裁判長にも会ってまいりました。裁判長も熱心に検討をいたしておりました。非常に理解ある態度を示して、快くわれわれに会って、詳細に説明してくれました。そして裁判所にこういう新たな証拠が出てきたわけですから、こういうことは、法務省は一体おわかりになっておるか、おらぬのか。これは松川事件と同じように、検事が被告に有利な証拠を出さぬで隠してしまつておる。これは別な問題としてまた私はあとで大臣によく聞きたいと思つておるのですが、一体そういうことを法務省は御存じであるかどうか。裁判のことにしてお調べになっておるかどううか。そういうことがわかつておるとすれば、適当に更生保護委員会とやはり連絡をとらなければならぬのじゃないか。これは政務次官、どうお考えになりますか。

○小澤(太)政府委員 先ほど御答弁申し上げたおりにございまして、ここに、いま高裁におきましては再審の請求に基づいて審理をしております。いまお話になりました弾丸の同一性の問題については、裁判所から何らかの判断が示される、そういうことが期待できる段階でございます。これと関連いたしまして、地方更生保護委員会の判断を私のほうから指図するわけにはまいらないというところは、先ほど申し上げたとおりでございます。

○猪俣委員 それでは終わります。

○高橋委員長 松本君。

○松本(善)委員 更生保護委員会がつくられましてから二十年になるわけですが、この仮釈放制度の運用につきまして、どういう長所と短所があるかということについて、概括的にお話しただきたいと思ひます。

○鹽野政府委員 先ほど猪俣委員の御質問に對してもお答え申し上げたとおり、仮釈放の仕事は、裁判の運用に非常に密接な関連のある重要な事項でございます。したがって、最も適切に、また最も公平に結論を出さなければならぬ仕事でございます。ただいまの制度のように、独立した委員会によりまして、その委員会の独立した判断によつてそれが決定されるということは、きわめて妥当な制度であらうというふうに考えております。

○松本(善)委員 法務省として、更生保護委員会に對して、仮釈放をするに對する基準その他の通達を出しておるかどううか。出していれば、その内容を説明してもらいたい。

○鹽野政府委員 法務省と委員会との関係でございますが、こまかい基準というものは出しておりません。ただ、一般的に仮釈放の場合に考慮すべき事項ということで、先ほどもちよつと申し上げましたが、仮出獄の場合には、これは法律上の要件でございますが、刑期の三分の一を過ぎているということを確認すること。それから改悛の情があるかどうかと認める。そのほか、再犯のおそれがないかどうかということ。それから社会感情が、その受刑者の社会復帰と申しますか、社会に戻るということについて、これを受け入れるかどうかというような事項について審査をして結論を出さないという趣旨の、きわめて抽象的な、基準と申せばこれが基準でございます。

○松本(善)委員 法務省としては、地方の更生保護委員の会同を催したり、いろいろ一般的な指導はしておると思うのですけれども、大体どういうことをやっておりますか。

○鹽野政府委員 年に大体二回でございますが、全国の委員長を集めまして、委員長会同というものをいたしております。その内容は、いろいろ委員会にも行政事務がございますので、それらについての指示、協議等をいたしております。そのほかに、これは昨年いたしたのでございますが、委員

員長でない委員を集めまして、委員協議会というものをいたしました。これは委員会が御承知のとおり全国八カ所に分かれておりますので、委員はできるだけ処理の差異のないように、なるべく不公平のないように仮釈放が行なわれるということ而努力しておるわけでございますが、何ぶんにも全国八カ所に分かれておりますので、統計を見ますと、必ずしも全部がすっかり同じというわけにはいかないわけでございます。これらの問題を調整する必要もあると思ひまして、昨年の暮れごろに委員協議会というものをいたしました。委員長でない委員を一人ずつ集めまして、そこで仮釈放審議の問題について協議をいたしたのでございます。これは法務省側から特別な指示をするということではございませんので、テーマを出しまして、委員相互に意見の交換をするという方法をとつたわけでございます。委員のあとの感想によりまして、ほかの委員会のものの方というものはもわかつて非常に参考になったということ、私どもも、きわめて有意義な会合が行なわれたというふうに考えた次第でございます。

○松本(善)委員 そういう会同その他では、仮釈放制度の運用についてのいろいろの意見の交換もされるであらうし、それからその実例その他についても法務省は集めておる、調査をしておるのではありませんか。こういう場合はこうだと、そういうことはしていませんか。

○鹽野政府委員 いたしておりません。

○松本(善)委員 矯正局長のほうに聞きたいのですけれども、いま保護局長が言いましたような、基準といえは基準といえる仮釈放についての基準、そういうものは刑務所長はちろん十分承知をしておることであらうでしょうか。

○倉見説明員 仮釈放の申請の基準といたしましては、法務大臣の古い訓令がございまして、先ほど保護局長が御説明いたしましたと同様に、犯罪、行刑成績、それから出てからあとの就職等の見込みを十分見て、特に中における行刑成績、果進処遇の上級者であることを基準にして、申請す

て遅延しておるというふうに、一がいというわけにもいかなんじやなからうかというところで、委員会の審理の状況を見守っておるわけでございます。先般予算の分科会でも、この点御質問が井上委員からございました。そのときにもお答えしたのでございますが、委員会としては、おそらくこの事件をただ審理もしないで延ばしておるといふことはあり得ないというように私も考えております。審理を進めるだけ促進して、充実した審理を進めるといふことに努力しているというふうに考えておりますので、私どもとしても、その審理がなるべく早い機会に完結して結論が出るということを期待している次第でございます。

○松本(善)委員 行刑上の考慮からいいますと、やはりよほどのことがない限り、刑務所長の判断というものは尊重されなくてはならないんじゃないだろうか、こういうふうに思うのです。その期間にいたしましても、結論にいたしましても、やはり刑務所長が直接現場の行刑に携わっていてそれを判断したことを、よほどのことのない限り浸しにしないという方が正しいと思うのですが、保護局長の御見解を聞かしていただきたい。

○鹽野政府委員 御指摘のとおりだと存じます。委員会には、御承知のとおり、施設の長の申請による場合、そのほかに職権によって審査を開始するという手続があるのでございます。実際には、御承知と存じますが、職権による審査というものはほとんど行なわれていないのでございます。これも、やはり受刑者は刑務所の中に収容されておりますので、その施設の長がその受刑者の状況を一番よく知っておりますので、あえて委員会のほうから議を持ち出して審査を始めるということが差し控えられておる結果ではなからうかと思っておりますので、御指摘の点は仰せのとおりだと存じます。

○松本(善)委員 この刑務所長のほうは、去年一ぱいというふうに出しておりますので、長過ぎるというふうには思わぬというお話だけれども、もう三月になるわけです。いつごろまでに結論を出

すかというところは、やはり早くやるほうがいいんじゃないか。法務省としても、いつごろまでにやるかというのを聞いて合わせて報告していただくというわけにはいきませんかでしょうか。

○鹽野政府委員 実は先ほど来申し上げておりますように、私もどなたも承知いたして、委員会が鋭意審査を進めているというふうに承知いたしておりますので、この問題に法務省側から審査の途中に何らかの照会をするというふうなことは、なるべく避けたいというふうに考えていた次第でございます。しかしながら、先般の予算の分科会で、かなり長い月日がかかっているのを怠慢があるのではないかと、またそれをほうっておくのは、法務省としても怠慢ではないかというふうな御指摘がございましたので、私もどなたも承知いたして若干検討をいたしましたのでございますが、率直に申し上げますと、北海道の委員会に対して、現在までの程度の審査が進んでいるかということの照会いたしました。それは審査中でございますから、審査の内容には法務省としては触れない。ただ、手続がどういうふうになっているかということの照会いたしましたわけでございます。その結果、私が十月ころから審査が始まっているというふうに考えておりましたところが、大体当たっております。十月から審査が開始されております。面接は、これは松本委員すでに御存じかもしれせんけれども、施設へ委員が行って面接を行なっておる回数、昨年一回、今年になって一回、二回ほど行なわれております。そのほか合議でございます。合議は、最終の合議のほかに、審理の進め方、問題点の解明というふうな点で何回も合議が行なわれることがあるわけでございます。本件のようなケースにつきましては合議の回数も相当に及ぶことは考えられるのでございますが、合議も最近まで十数回行なわれております。それから外部に對する調査案件数と申しますか、回数と申しますか、そういう点も十回程度調査が行なわれているという状況でございます。現在なおさうに鋭意審理が続けられているという状況を大体了解

することができたのでございます。

それから御指摘の見通しの問題でございますが、これは私もどなたも、実は委員会に対していつごろ結論が出るかということは、非常に聞きにくい点であったのでございます。しかしながら、大体の見通しがわかればということで、内容に触れない限度で知らせてもらえるならということで照会いたしましたところが、結論といたしましては、やはり現在いつごろというふうに具体的に述べることは困難である。ただ、なお委員会といたしましては、本人に対する再度の面接ということもしたいと考えている。それから、それに伴って若干の調査しなければならぬ問題点も出てくるということが予想されるので、なおある程度の日数がかかると思う。しかしながら、委員会としても鋭意審理の促進に努力しているところである、こういう回答をもらったのでございませう。さうな次第で、委員会といたしましては、ただこの事件を放置して時が過ぎているというふうな状況ではないのでございまして、私もどなたも当初から考えておりますように、できるだけ努力をして審理を進めていくという状況でございますので、この事件の審理が長いけれども、いろいろな問題もございまいしょうけれども、やはり委員会の審理の成り行きというものをしばらく見守っていただきたいというふうに考えております。

○松本(善)委員 政務次官に一般的にお聞きするのですけれども、行刑というのは拘束が長ければ長いほど効果があるというものでなからうと思えますが、できるだけ受刑者を可能な限り早く社会に復帰させるのが、行刑の根本ではないかと思えます。次官の考えをお伺いしたい。

○大澤(大)政府委員 全くそのとおりでございます。社会復帰が一日も早くできるということ、また教育的な意味、これは非常に大きな要素だと思えます。

○松本(善)委員 やはり一般的な話であります。いま問題にいたしました村上国治の場合に、事件そのものが無実であるということで争いもされ

ておりますが、それは一応別といたしまして、刑期が二十年で、実際上は未決を含めて拘束期間十六年をこしておる、こういう場合は、常識的に考えて、やはり特別のことがない限りは社会に復帰をさせるというのが普通の考え方ではなからうかと思うのですが、次官の考えを伺いたい。

○小澤(大)政府委員 一般論としては、仰せのとおりだと思います。ただ、個々の事件につきましては、一般論がそのまま適用されるというわけではございません。

○高橋委員長 次回は、来たる十四日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

昭和四十四年三月十七日印刷

昭和四十四年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局